

# 高等学校等就学支援金

## — 家計急変支援制度に申請される前にお読みください —

やむを得ない理由により収入が急減してしまったが、住民税に反映されていない方が家計急変支援制度に申請することで、就学支援金の受給または増額が可能となる場合があります。

**家計急変事由発生後、速やかに申請が必要です。**

家計急変での申請を希望する方は以下の手順を読んで手続きをお願いします。

STEP

1

家計急変の原因となった理由を確認してください。

【東京都版】高等学校等就学支援金家計急変支援申請の手引き\* 別添資料4「チェックリスト①（家計急変事由）」の家計急変事由の中に該当するものがあるかご確認ください。

該当するものがない場合は申請対象とはなりません。

以下の理由は**家計急変としての申請対象とはなりません。**通常の申請でご提出ください。

- ・ 自己の責めに帰する理由による自己都合退職
- ・ 定年退職
- ・ 離婚や死別

生徒と保護者が都内にお住まいの方は、授業料軽減助成金により、上限額（例：年額制の場合は484,000円）まで受給できるため、**家計急変支援申請の手続きは不要です。**授業料軽減助成金を申請してください。

※原因が対象となるか判断が難しい場合は、東京都私学就学支援金センターにお問い合わせください。

STEP

2

理由を証明する提出書類を用意してください。

「チェックリスト①（家計急変事由）」\*の家計急変事由別の必要な提出書類をご用意ください。提出書類が不足している場合等は不備となり、**再度提出**していただくことになり**審査完了までに時間がかかります。**

STEP

3

e-Shienで家計急変の申請を学校へ提出してください。

家計急変事由が発生した場合は、速やかに申請を行ってください。

以下の**e-Shien申請者向け利用マニュアル\***に沿って申請します。申請時にはSTEP2で用意した提出書類のアップロードが必要になります。※ご自身での申請が難しい場合は学校にご相談ください。

就学支援金の申請を初めて行う方向けのマニュアル

e-Shien申請者向け利用マニュアル  
(家計急変・新規申請編\_東京都版)\*

就学支援金を申請したことがあり  
現在受給中の方向けのマニュアル  
※授業料軽減助成金と併せて受給する場合は対象外

e-Shien申請者向け利用マニュアル  
(家計急変・変更手続編\_東京都版)\*

STEP

4

申請後は以下の流れになります。

一次審査で問題がなければ、収入状況を確認するための給与明細書や給与支払証明書等をご提出いただくことになります。

二次審査で支給が認定された場合、原則、支給が認められた月から、直近の6月又は12月までの分が支給され、その後原則半年毎に申請し、認定を受ける必要があります。

お問合せ先

東京都私学就学支援金センター

【令和6年3月31日まで】

☎ 03-5227-1255

【令和6年4月1日以降】

☎ 03-6743-5011

平日 午前9:15～午後5:00

\*印の資料や詳細は、東京都生活文化スポーツ局HPで  
(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。  
「〇家計急変支援制度について」のボタンをクリックしてください。  
(<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/000000639.html>)



e-Shienログイン

(左のQRコード又は次のURLからご確認ください。  
<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>)